

令和 7 年度リスクリング促進講座実施委託業務
公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

令和 7 年度リスクリング促進講座実施委託業務

(2) 事業の目的

本県では、県経済の体質強化に向けたトータルプランである「第 5 期高知県産業振興計画」において「デジタル技術の活用等における生産性の向上と事業構造の変革の促進」を取組の柱の 1 つとして掲げ、県内各産業分野におけるデジタル化を促進しています。

「高知デジタルカレッジ」において、県内事業者（特に中小企業や小規模事業者）に対してデジタル化に関するリスクリングを促す講座を開催することで、デジタル化に取り組む企業の量的拡大とデジタル化の取組の質的向上を図り、県内各産業分野のデジタル化を促進することを目的とします。

(3) 事業内容

①県内企業に対するデジタル化の啓発

県内企業に対して、デジタル化の必要性や取組事例といったデジタル化に取り組む際の参考となる情報を提供し、デジタル化に対する意欲を喚起するセミナーを開催します。

②県内企業のデジタル化推進人材の育成

デジタル化推進の検討・企画・実行に必要な知識・スキルを身に付け、自社において自らデジタル化を実践できる人材を育成する講座を開催します。当講座で学んだ人材は、システム等の導入時に IT ベンダーからの提案の善し悪しの判断ができるなど、外部専門家との橋渡し役を担えるようになることが目標です。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 23 日まで

2 見積限度額

36,740 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するために、別途定める「令和 7 年度リスクリング促進講座実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、「令和 7 年度リスクリング促進講座実施委託業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定め

られた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は候補者又は次点者として選定しません。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 資格要件

高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿（令和6年度から令和8年度）に登録されている者（若しくは契約締結時までに登録される見込の者）であること。

6 説明会

日時：令和7年3月5日（水）午前10時から

場所：オンライン

説明会への参加申込は、説明会参加申込書（別紙様式－①）により電子メールで受け付けます。

電子メール送付の際は、件名を「【説明会参加申込】リスクリング促進講座実施委託業務プロポーザル」としてください。

参加申込期限は令和7年3月3日（月）の午後5時とします。

なお、説明会参加申込の受付に関する返信メールは、受付日の翌営業日午後5時までにお送りします。受付返信が確認できない場合は、14に記載する電話番号までご連絡ください。

※ オンライン説明会では、Zoomを使用する予定です。

※ 当日のZoom接続情報は、説明会参加申込の受付に関する返信にてお伝えします。

※ 説明会参加者以外にZoom接続情報を伝えることは禁止します。

※ 説明会に参加しない場合も本プロポーザルへの参加申込は可能です。

※ 説明会の様子は録画し、翌日から企画提案書の提出締切日まで公開します。

7 質疑と回答

質疑は令和7年3月10日（月）の午後5時まで質疑書（別紙様式－②）により電子メールで受け付けます。

電子メール送付の際は、件名を「【質疑】リスクリング促進講座実施委託業務プロポーザル」としてください。

なお、質疑の受付に関する返信は、受付日の翌営業日午後5時までに県からお送りします。受付返信が確認できない場合は、14に記載する問い合わせ先の電話番号までご連絡ください。

また、質疑と回答の内容は下のページに掲載します。

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/152001/>)

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、参加申込書（別紙様式－③）に高知県物品購入等に係る競争入札参加者登録名簿の写し及び法人概要書を添えて申し込んでください。

※契約締結までに物品購入等に係る競争入札参加者名簿に登録される見込みの参加者については、登録名簿の写しの提出は不要です。

[提出書類、様式及び提出部数等]

提出書類の名称	規格	提出部数
参加申込書（別紙様式－③）	A 4 縦	1 部
高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿の写し（参加者名が確認できる箇所）	A 4 横	1 部
法人概要書（会社パンフレットや HP 画面等）	A 4 縦	1 部

(1) 参加申込書

① 提出方法

電子メールに提出書類の電子ファイル（PDF）を添付して送付してください。

電子メール送付の際は、件名を「【参加申込】リスクリング促進講座実施委託業務プロポーザル」としてください。

② 提出期限

令和 7 年 3 月 14 日（金） 午後 5 時（必着）

③ 提出先

高知県商工労働部産業デジタル化推進課

E-mail 152001@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県商工労働部産業デジタル化推進課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、その結果を令和 7 年 3 月 19 日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日（県の閉庁日を除く。）以内にその理由を通知します。

9 企画提案書の作成

別途定める「令和 7 年度リスクリング促進講座実施委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「令和 7 年度リスクリング促進講座実施委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。

11 審査結果

審査結果は、令和7年3月31日（月）までに、全ての参加者に書面で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

[高知県情報公開条例]

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和7年2月21日（金） 募集開始
令和7年3月3日（月） 説明会参加申込締切
令和7年3月5日（水） 説明会
令和7年3月10日（月） 質疑書提出締切
令和7年3月14日（金） 参加申込及び資格確認書類提出締切
令和7年3月21日（金） 企画提案書の提出締切
令和7年3月27日（木） 審査委員会（プレゼンテーション）
令和7年3月31日（月） 審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県庁内及び審査委員会での使用に限ります。）します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を非開示理由の申出書（別紙様式－④）により提出してください。開示・非開示の判断は提出された理由に基づき行うものではなく、その理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

[高知県情報公開条例]

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問い合わせ先

高知県商工労働部産業デジタル化推進課

担当者 森、黒川

T E L 088-823-9751

E-mail 152001@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 当プロポーザルへの参加申し込み後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。
- (4) 令和7年度高知県一般会計当初予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて、停止等を行うことがあります。